

小規模事業者持続化補助金〈一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）〉
公募要領 第3版からの主な変更点

※暫定版（第4版）から第5版への変更点はNo.1.3.4.6.7.8.10.14.15.16.18.19となっております。

No.	頁	公募要領 第5版（暫定版（第4版））	公募要領 第3版
1	1	第5版：令和7年5月16日	第3版：令和7年4月4日
2	1	小規模事業者持続化補助金 〈一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）〉 7次公募 公募要領	小規模事業者持続化補助金 〈一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）〉 6次公募 公募要領
3	1	令和7年5月 小規模事業者持続化補助金事務局 （商工会地区：株式会社ニューズベース） （商工会議所地区：株式会社日本経営データ・センター）	令和7年4月 小規模事業者持続化補助金事務局 （商工会地区：株式会社ニューズベース） （商工会議所地区：株式会社日本経営データ・センター）
4	4	○公募期間：公募要領公開：令和7年4月30日（水） 申請受付開始：令和7年5月16日（金） 申請受付締切：令和7年7月28日（月） 支援機関確認書（様式3）発行の受付締切：令和7年7月18日（金） ＜今後の予定＞ 間接被害については、7次公募をもって終了する予定です。 8次公募の期間については、7次公募受付締切以降に追ってご案内いたします。	○公募期間：公募要領公開：令和7年3月4日（火） 申請受付開始：令和7年3月21日（金） 申請受付締切：令和7年4月28日（月） 支援機関確認書（様式3）発行の受付締切：令和7年4月18日（金） ＜今後の公募予定＞ 6次公募受付締切以降に追ってご案内いたします。

5	4	<p>▶地域の商工会・商工会議所から支援機関確認書の発行を受けます。 【発行受付締切：令和7年7月18日】</p> <p>▶申請書類を提出します。 【申請受付締切：令和7年7月28日】</p> <p>郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17:00</p>	<p>▶地域の商工会・商工会議所から支援機関確認書の発行を受けます。 【発行受付締切：令和7年4月18日】</p> <p>▶申請書類を提出します。 【申請受付締切：令和7年4月28日】</p> <p>郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17:00</p>
6	5	<p>(1) 上記「被災地域」に所在する、令和6年能登半島地震等の被害を受けた事業者であること 被害の証明については、それを証する公的証明の添付（コピーでも可）を必要とします。</p> <p>①自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合 ・・・市町村が発行する事業所等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災（被災）証明書」など） ※在庫や棚卸資産の損害は「事業用資産の損壊等」ではありません。</p> <p>②令和6年能登半島地震等に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた場合 ・・・地方自治体が独自に発行した証明書 ※（地震被害の場合）間接被害とは令和6年1月から令和7年6月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少していることを指します。 ※（豪雨被害のみの場合）間接被害とは令和6年9月から令和7年6月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月</p>	<p>(1) 上記「被災地域」に所在する、令和6年能登半島地震等の被害を受けた事業者であること 被害の証明については、それを証する公的証明の添付（コピーでも可）を必要とします。</p> <p>①自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合 ・・・市町村が発行する事業所等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災（被災）証明書」など） ※在庫や棚卸資産の損害は「事業用資産の損壊等」ではありません。</p> <p>②令和6年能登半島地震等に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた場合 ・・・地方自治体が独自に発行した証明書 ※（地震被害の場合）間接被害とは令和6年1月から令和7年3月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少していることを指します。 ※（豪雨被害のみの場合）間接被害とは令和6年9月から令和7年3月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月</p>

		<p>28日以前の同期と比較して20%以上減少していることを指します。</p> <p>※間接被害の募集は7次公募で終了予定です。</p>	<p>28日以前の同期と比較して20%以上減少していることを指します。</p>								
7	7	<p>補助対象者の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象となりうる者</th> <th>補助対象にならない者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人(弁護士・税理士等)) ○個人事業主(商工業者であること) ○一定の要件を満たした特定非営利活動法人(※1) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様)(※2) ○協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く) ○一般社団法人、公益社団法人 ○一般財団法人、公益財団法人 ○医療法人 ○宗教法人 ○学校法人 ○農事組合法人 ○社会福祉法人 ○令和6年能登半島地震等の発生時点において事業を行っていない創業予定者(例え </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象となりうる者	補助対象にならない者	<ul style="list-style-type: none"> ○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人(弁護士・税理士等)) ○個人事業主(商工業者であること) ○一定の要件を満たした特定非営利活動法人(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様)(※2) ○協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く) ○一般社団法人、公益社団法人 ○一般財団法人、公益財団法人 ○医療法人 ○宗教法人 ○学校法人 ○農事組合法人 ○社会福祉法人 ○令和6年能登半島地震等の発生時点において事業を行っていない創業予定者(例え 	<p>補助対象者の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象となりうる者</th> <th>補助対象にならない者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人(弁護士・税理士等)) ○個人事業主(商工業者であること) ○一定の要件を満たした特定非営利活動法人(※1) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様) ○協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く) ○一般社団法人、公益社団法人 ○一般財団法人、公益財団法人 ○医療法人 ○宗教法人 ○学校法人 ○農事組合法人 ○社会福祉法人 ○令和6年能登半島地震等の発生時点において事業を行っていない創業予定者(例え </td> </tr> </tbody> </table>	補助対象となりうる者	補助対象にならない者	<ul style="list-style-type: none"> ○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人(弁護士・税理士等)) ○個人事業主(商工業者であること) ○一定の要件を満たした特定非営利活動法人(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様) ○協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く) ○一般社団法人、公益社団法人 ○一般財団法人、公益財団法人 ○医療法人 ○宗教法人 ○学校法人 ○農事組合法人 ○社会福祉法人 ○令和6年能登半島地震等の発生時点において事業を行っていない創業予定者(例え
補助対象となりうる者	補助対象にならない者										
<ul style="list-style-type: none"> ○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人(弁護士・税理士等)) ○個人事業主(商工業者であること) ○一定の要件を満たした特定非営利活動法人(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様)(※2) ○協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く) ○一般社団法人、公益社団法人 ○一般財団法人、公益財団法人 ○医療法人 ○宗教法人 ○学校法人 ○農事組合法人 ○社会福祉法人 ○令和6年能登半島地震等の発生時点において事業を行っていない創業予定者(例え 										
補助対象となりうる者	補助対象にならない者										
<ul style="list-style-type: none"> ○会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人(弁護士・税理士等)) ○個人事業主(商工業者であること) ○一定の要件を満たした特定非営利活動法人(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師、歯科医師、助産師 ○系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様) ○協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く) ○一般社団法人、公益社団法人 ○一般財団法人、公益財団法人 ○医療法人 ○宗教法人 ○学校法人 ○農事組合法人 ○社会福祉法人 ○令和6年能登半島地震等の発生時点において事業を行っていない創業予定者(例え 										

		<p>ば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外) (※3)</p> <p>○任意団体 等</p>	<p>ば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外) (※2)</p> <p>○任意団体 等</p>
		<p>※1：特定非営利活動法人は、以下(ア)(イ)の要件を満たす場合に限り、補助対象となり得ます。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準(20人以下)を用います。</p> <p>(ア)法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外です。</p> <p>(イ)認定特定非営利活動法人でないこと。</p> <p>※2：個人農業者(林業・水産業者も同様)であっても、農作物の加工や農作物を用いた料理の提供等を行う事業については、その加工や料理の提供等に必要経費は、補助対象となります(農作物の生産自体に必要な経費は、補助対象外です)。</p> <p>※3：既に税務署に開業届を提出していても、令和6年能登半島地震等の発生時点までに事業を開始していない場合も補助対象外となります。採択後に判明した場合は、採択・交付決定の取消し等を行う場合があります。</p>	<p>※1：特定非営利活動法人は、以下(ア)(イ)の要件を満たす場合に限り、補助対象となり得ます。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準(20人以下)を用います。</p> <p>(ウ)法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外です。</p> <p>(エ)認定特定非営利活動法人でないこと。</p> <p>※2：既に税務署に開業届を提出していても、令和6年能登半島地震等の発生時点までに事業を開始していない場合も補助対象外となります。採択後に判明した場合は、採択・交付決定の取消し等を行う場合があります。</p>
8	9	(2)「小規模事業者持続化補助金<災害支援枠>において、採択を受けて	(2)「小規模事業者持続化補助金<災害支援枠>において、採択を受け

		<p><u>補助事業を実施した者。</u></p> <p><u>ただし、地震により被害を受けた小規模事業者等が採択を受けて補助事業を実施した場合には、豪雨被害での申請は可能です。</u></p> <p>※同一公募回において複数申請は認められません。震災被害、豪雨被害双方の申請要件を満たす場合も、申請は1件のみです。</p>	<p><u>て補助事業を実施した者。</u></p> <p><u>ただし、令和6年9月21日から23日の能登豪雨により被害を受けた小規模事業者等は申請できます。</u></p> <p>※同一公募回において複数申請は認められません。震災被害、豪雨被害双方の申請要件を満たす場合も、申請は1件のみです。</p>
9	10	<p><u>(3) 補助事業実施期間内に補助事業が終了すること</u></p> <p>補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助事業であることが必要です。</p> <p>(交付決定予定: 令和7年10月頃～事業実施期限: 令和8年10月1日までの期間)</p>	<p><u>(3) 補助事業実施期間内に補助事業が終了すること</u></p> <p>補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助事業であることが必要です。</p> <p>(交付決定予定: 令和7年7月頃～事業実施期限: 令和8年6月30日までの期間)</p>
10	10		<p><u>○農業を行う事業者が単に別の作物を作る、飲食店が新しく漁業を始め</u> <u>るなど、新たに取り組む事業が1次産業（農業、林業、漁業）である事</u> <u>業</u></p> <p>主として自家栽培・自家取得した原材料を使用して製造、加工を行っている場合は1次産業に該当すると考えます。ただし、同一構内に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常用従業員がいる場合に限り、2次又は3次産業に該当する場合があります。</p> <p>例えば、農業に取り組む事業者が、同一構内の工場において専従の常用従業員を用いて、農作物の加工や農作物を用いた料理の提供を行う場合など、2次又は3次産業分野に取り組む場合に必要な経費は、対象となります。2次又は3次産業に取り組む場合であっても、加工や料理提供の材料である農作物の生産自体に必要な経費は、補助対象外となります。</p>
11	15	<p><u>対象となる経費例：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業再建のためのソフトウェア 	<p><u>対象となる経費例：</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務効率化のためのソフトウェア
12	19	○住宅宿泊事業者が改装を行う場合、住宅のうち事業の用に供する部分	○住宅宿泊事業者が改装を行う場合、住宅のうち事業の用に供する部分

		<p>の面積により按分した金額が対象となります。</p> <p>なお、計算根拠となる平面図等については、採択後、交付決定までの間に提出が必要になります。詳しくは「よくあるご質問」をご参照ください。</p> <p>※住宅宿泊事業者が修繕を行う場合、⑨修繕費で計上してください。</p>	<p>の面積により按分した金額が対象となります。</p> <p>なお、計算根拠となる平面図等については、採択後、交付決定までの間に提出が必要になります。詳しくは「よくあるご質問」をご参照ください。</p> <p>※住宅宿泊事業者が修繕を行う場合、⑨修繕費で計上してください。 詳しくは「よくあるご質問」をご参照ください。</p>
13	21	<p>○交付決定日（※ただし、特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生、令和6年9月21日から23日の能登豪雨による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。）以降に補助事業実施のために発注し、補助事業実施期限（最長で令和8年10月1日）までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。<u>車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限（最長で令和8年10月1日）までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。</u></p>	<p>○交付決定日（※ただし、特例として令和6年1月1日の能登半島地震による災害発生、令和6年9月21日から23日の能登豪雨による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。）以降に補助事業実施のために発注し、補助事業実施期限（最長で令和8年6月30日）までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。<u>車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限（最長で令和8年6月30日）までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。</u></p>
14	24	<p>(5) 経費の支出について</p>	<p>(5) 補助対象経費全般にわたる留意事項 ①経費の支出等について</p>
15	25	<p>8. 申請手続</p> <p><u>(1) 受付開始及び締切</u></p> <p>○公募要領公開：令和7年4月30日（水）</p> <p>○申請受付開始：令和7年5月16日（金）</p> <p>○申請受付締切：令和7年7月28日（月）</p> <p>[郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17:00]</p> <p>(支援機関確認書(様式3)発行の受付締切 令和7年7月18日(金))</p>	<p>8. 申請手続</p> <p><u>(1) 受付開始及び締切</u></p> <p>○公募要領公開：令和7年3月4日（火）</p> <p>○申請受付開始：令和7年3月21日（金）</p> <p>○申請受付締切：令和7年4月28日（月）</p> <p>[郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17:00]</p> <p>(支援機関確認書(様式3)発行の受付締切 令和7年4月18日(金))</p>

			※予定は変更する場合があります。												
16	26	<p>②電子申請の場合</p> <p>申請先 URL</p> <p>商工会地区：https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDOLIMA5</p> <p>商工会議所地区：https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDO c TMAX</p>	<p>②電子申請の場合</p> <p>申請先 URL</p> <p>商工会地区：https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDKbTMAX</p> <p>商工会議所地区：https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDKKSMA5</p>												
17	27	<p>9.補助事業実施期間等</p> <p>交付決定日（今回は特例として、令和6年1月1日の能登半島地震、令和6年9月21日から23日の能登豪雨により被災した日以降の補助事業開始日）から実施期限（令和8年10月1日(木)）までです。</p> <p>上記実施期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した後30日を経過する日、又は令和8年10月13日(火)（郵便：締切当日消印有効、電子申請：締切日 17:00）のいずれか早い日までに実績報告書（実施事業内容および経費内容を取りまとめ）を提出しなければなりません。期限を過ぎての提出については受け付けることができません。</p> <p>提出いただいた資料に基づき、順次、交付すべき補助金額の確認作業を行います。</p>	<p>9.補助事業実施期間等</p> <p>交付決定日（今回は特例として、令和6年1月1日の能登半島地震、令和6年9月21日から23日の能登豪雨により被災した日以降の補助事業開始日）から実施期限（令和8年6月30日(火)）までです。</p> <p>上記実施期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した後30日を経過する日、又は令和8年7月10日(金)（郵便：締切当日消印有効、電子申請：締切日 17:00）のいずれか早い日までに実績報告書（実施事業内容および経費内容を取りまとめ）を提出しなければなりません。期限を過ぎての提出については受け付けることができません。</p> <p>提出いただいた資料に基づき、順次、交付すべき補助金額の確認作業を行います。</p>												
18	30	<p>【応募者全員が提出】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出物</th> <th>必要部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料</td> <td>写し1部（公的書類添付） 【必須】</td> <td>◇被害状況の確認公的書類（令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ◇売上減の確認 令和6年1月から令和7年6月の任</td> </tr> </tbody> </table>	提出物	必要部数	備考	・被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料	写し1部（公的書類添付） 【必須】	◇被害状況の確認公的書類（令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ◇売上減の確認 令和6年1月から令和7年6月の任	<p>【応募者全員が提出】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出物</th> <th>必要部数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料</td> <td>写し1部（公的書類添付） 【必須】</td> <td>◇被害状況の確認公的書類（令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ◇売上減の確認 令和6年1月から令和7年3月の任</td> </tr> </tbody> </table>	提出物	必要部数	備考	・被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料	写し1部（公的書類添付） 【必須】	◇被害状況の確認公的書類（令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ◇売上減の確認 令和6年1月から令和7年3月の任
提出物	必要部数	備考													
・被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料	写し1部（公的書類添付） 【必須】	◇被害状況の確認公的書類（令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ◇売上減の確認 令和6年1月から令和7年6月の任													
提出物	必要部数	備考													
・被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料	写し1部（公的書類添付） 【必須】	◇被害状況の確認公的書類（令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ◇売上減の確認 令和6年1月から令和7年3月の任													

				<p>意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したこと、令和6年の能登豪雨を行政機関が証した書面（例：セーフティネット保証4号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等）</p> <p>※原則、証明書の名義は事業者名であること</p>				<p>意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したこと、令和6年の能登豪雨を行政機関が証した書面（例：セーフティネット保証4号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等）</p> <p>※原則、証明書の名義は事業者名であること</p>
19	30	【応募者全員が提出】			【応募者全員が提出】			
		提出物	必要部数	備考	提出物	必要部数	備考	
		<p><u>【個人事業主の場合】</u></p> <p>直近の確定申告書</p> <p>『第一表、第二表、及び収支内訳書（1・2面）もしくは第一表、第二表及び所得税青色申告決算書（1～4面）』又は『開業届および</p>	<p>写し1部</p> <p><u>【必須】</u></p>	<p>◇申告・納付等の期限延長により一度も確定申告を行っていない場合のみ、発災時の段階で開業していることがわかる開業届の写しおよび開業以降売り上げが発生していることを証する台帳等（任意書式）を提出してください。</p>	<p><u>【個人事業主の場合】</u></p> <p>直近の確定申告書</p> <p>『第一表、第二表、及び収支内訳書（1・2面）もしくは第一表、第二表及び所得税青色申告決算書（1～4面）』又は『開業届および</p>	<p>写し1部</p> <p><u>【必須】</u></p>	<p>◇申告・納付等の期限延長により一度も確定申告を行っていない場合のみ、申請時の段階で開業していることがわかる開業届の写しおよび開業以降売り上げが発生していることを証する台帳等（任意書式）を提出してください。</p>	

		売上台帳等』				売上台帳等』		
--	--	--------	--	--	--	--------	--	--

以上